

戸籍・住民票の写し等交付申請書(郵送用)

《注》誓約書への署名の他、委任状が必要となる場合があります。

(宛先)奈良市長

年 月 日

申請者	住所			申請者はどなたですか
	屋間の連絡先(Tel)	-	-	住 民 票 □本人・同一世帯員 □代理人(続柄)※ □その他()※
	氏名	フリガナ	署名でない場合は押印	戸 籍 □本人又はその配偶者 □直系尊属・卑属(続柄) □その他()※
	生年月日	明治・大正・昭和・平成・令和・西暦	年 月 日生	※誓約書への署名の他、委任状が必要です。
	使用目的			提出先

※ 戸籍・除籍・改製原戸籍は、戸籍法により戸籍に記載されている方又はその配偶者、直系尊属・卑属以外の方からは請求できません。その他の方からの請求の場合は委任状が必要です。誓約書にもご記入ください。

※ 本籍が奈良市でない場合は戸籍謄抄本等の交付はできません。(一部証明を除く)

※ 戸籍・除籍電子証明書提供用識別符号について、同内容の戸籍・除籍証明書と同時申請の場合手数料は無料です。(注①)

戸籍等	どなたの証明が必要ですか		何が必要ですか		手数料	
	本籍	奈良市	戸籍	全部事項証明(謄本) 通	450円	
				個人事項証明(抄本) 通	450円	
				電子証明書提供用識別符号 通	400円(注①)	
	筆頭者	フリガナ	除籍	全部事項証明(謄本) 通	750円	
				個人事項証明(抄本) 通	750円	
				電子証明書提供用識別符号 通	700円(注①)	
	必要な方の氏名	明治・大正・昭和・平成・令和	年 月 日生	改製原戸籍	謄本 通	750円
					抄本 通	750円
				附票 ↓	全部 通	300円
				一部 通	300円	
【抄本や独身証明書等を申請される場合】		附票は下記の事項を省略して交付します。記載が必要な場合は☑をつけてください				
フリガナ		□申請者と同じ	□本籍・筆頭者氏名		氏名・生年月日・性別・住所履歴が記載されます	
明治・大正・昭和・平成・令和		年 月 日生	□住民票コード			
フリガナ			□在外選挙人登録情報(登録のある方のみ)			
明治・大正・昭和・平成・令和	年 月 日生	※令和4年1月10日以前の除籍の附票は、生年月日・性別が記載されません 令和6年5月26日以前の除籍の附票は、住民票コードが記載されません。				
特に必要な内容があれば下記にチェックのうえ、ご記入ください。		※必要な住所がある場合は下記にご記入ください。				
□()の死亡の記載があるもの		() から ()までの履歴				
□()の【出生・婚姻・()】から【婚姻・死亡・()】まで		受理・不受理証明 届出日 年 月 日		350円		
□その他()		婚姻・離婚・出生・その他() 通				
		届書(記載事項・内容)証明 届出日 年 月 日		350円		
		死亡・その他() 通				
		身分証明書 通		300円		
		独身証明書 通		300円		
		出産一時金・その他() 通				
		最近の戸籍届出の有無				
		□あり □なし				
		年 月 日に ()届を ()役所に提出				

※ 本人・同一世帯員以外の場合は委任状が必要です。併せて誓約書にもご記入ください。

住民票等	どなたの証明が必要ですか		何が必要ですか (※は個票での発行のみ)		手数料		
	住所	□申請者と同じ	世帯主の氏名	□申請者と同じ	住民票	世帯全員 通	300円
		奈良市				世帯一部 通	300円
						除票(※) 世帯一部 通	300円
	※世帯一部の住民票が必要な場合は、その方の氏名・生年月日を下記にご記入ください。		改製原住民票(※) 世帯一部 通		300円		
	※転出・死亡等により除かれた方の記載が特に必要な場合は、必要な方の氏名もご記入ください。		記載事項証明 世帯全員 通		300円		
			世帯一部 通		300円		
	氏名	□申請者と同じ	氏名		その他 () 通		
	年 月 日生	年 月 日生					
	住民票の写しは下記の事項を省略して交付します。記載が必要な場合は☑をつけてください。						
●日本人の方		●外国人の方		合計			
□本籍地・筆頭者		□国籍・地域 □在留カード等の番号 □カタカナ表記名					
□世帯主氏名・続柄		□実質住民日 □第30条の45規定項目 □通称履歴					
□履歴(平成27年9月24日以降の履歴のみ)		□世帯主氏名・続柄 (区分・在留資格・在留期間・満了日)					
□その他()		□履歴(平成27年9月24日以降の履歴のみ) □その他()		円			

●不正な目的に使用される恐れのある申請・申出には応じられません。●申請時に申請の根拠となる資料7等を確認させていただきます。

誓約書

申請・申出書に記載の使用目的により各種証明書等の交付を申請・申出しますが、人権やプライバシー保護のため、これにより知り得た内容については、目的以外に一切使用しないことを誓約します。

(宛先)奈良市長

年 月 日

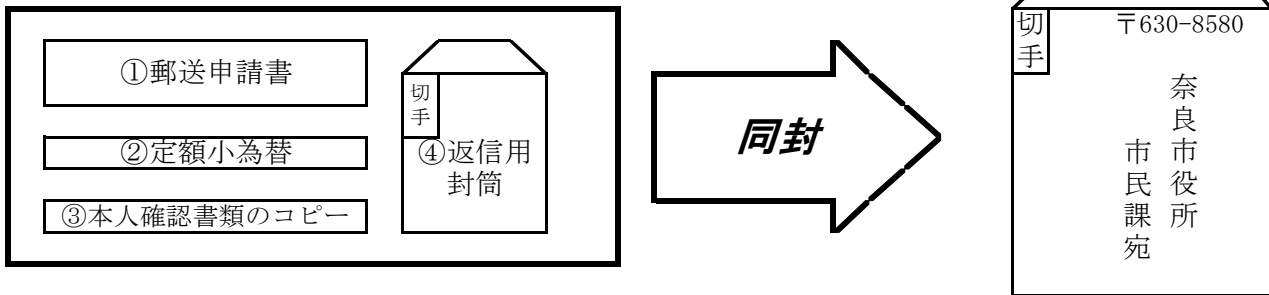
住所

氏名(署名)
(委任を受けた方)

署名でない
場合は押印

【同封していただくもの】

- ① 戸籍・住民票(写)等交付申請書(郵送用)
- ② 手数料分の定額小為替
- ③ 本人確認書類のコピー (※申請者と戸籍に記載されている方との関係が市役所で確認できない場合、関係を証明する戸籍のコピーも必要になる場合があります。)
- ④ 返信用封筒



※ 申請にあたって

- 1 手数料は、定額小為替証書（郵便局等で購入してください。）をお願いします。
 - 2 返信用封筒には、切手を貼って返信先の住所等を必ずお書きください。（返信先は住民登録地に限りです。）
 - 3 申請者本人を確認できる書類（運転免許証・住基カード・個人番号カード・パスポート・保険証・その他）の写しを同封してください。（※パスポートの写しを同封される場合は、住所の確認ができる本人確認書類の写しをもう一点同封してください。）
 - 4 戸籍等については、本籍地以外では交付できません。
 - 5 戸籍・除籍・改製原戸籍は、戸籍法により戸籍に記載されている方又はその配偶者、直系尊属・卑属以外の方からは請求できません。その他の方からの請求の場合は委任状が必要です。誓約書にもご記入ください。
 - 6 「受理証明書」、「後見の登記及び破産手続等の通知を受けていない証明」等を本人以外の方が請求されるときは、本人の委任状が必要です。誓約書にもご記入ください。
 - 7 「独身証明書」について、本人以外の方で代理人として請求できる方は、直系尊属（父母・祖父母等）と卑属（子・孫等）に限られ、本人の委任状が必要です。誓約書にもご記入ください。
 - 8 奈良市の戸籍及び戸籍の附票については、平成24年11月3日付で電算化による改製を行っております。（旧都祁村は平成11年2月27日に改製。）これより前に死亡や婚姻などで除籍になった方については、電算化後の戸籍に記載されません。必要な方は改製原戸籍をご請求ください。なお、改製された戸籍の附票、除籍後5年が経過した附票は保存年限経過のため交付できない場合があります。
- * 不正な目的に使用される恐れのある申請・申出には応じられません。
- * 偽りその他不正の手段により交付を受けた時は30万円以下の罰金に処せられます。